

東北大学（三条）学生寄宿舍整備事業に関する入札参加資格等について、原案を公表します。なお、詳細は8月下旬に公表予定の入札説明書等によることとします。

平成 16 年 8 月 5 日

1 入札参加資格等

（1）入札参加者が備えるべき要件等

1）入札参加者の構成等

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書において協力会社として明記し、以下の要件を満たすこと。また、1（1）2）において資格要件を定める各業務を実施するものについては、構成員又は協力会社とすること。なお、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

ア 国立大学法人東北大学契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しない者であり、かつ同細則第8条に規定する資格を有する者であること。

イ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。

ウ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、国立大学法人 東北大学理事（以下「財務担当理事」という。）から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 大学が本事業について、アドバイザリー業務を委託しているプライスウォーターハウスクーパース・フィナンシャル・アドバイザリー・サービス（株）（以下、「PwCFAS」という。）並びにPwCFASが本アドバイザリー業務において提携関係にある（株）安井建築設計事務所及びアンダーソン・毛利法律事務所が参加していないこと。

オ 最近1年間の国税（法人税等）を滞納していない者であること。

カ 入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

キ 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において
関連がある者が参加していないこと。

ク 経営状況が健全であること。

なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要
取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でな
い者を指す。

ケ 不正又は不誠実な行為がないこと。

2) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループ及び協力会社のうち設計、工事監理、建設、維持管理
及び運営の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目
的会社からこれらの業務を受託する者を含む）は、それぞれ ア、イ、ウ、エ及びオの要
件を満たすこと。なお、ア、イ、ウ、エ及びオのうち、複数の要件を満たす者は当該複数の
業務を実施することができる。また、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件
を満たすこと。ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。
また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

ア 設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

文部科学省において平成15、16年度設計・コンサルティング業務に係る有資
格者として登録されている者であること。

建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の
登録を行っていること。

平成6年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）とし
て、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技
術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担
当することを妨げるものではない。

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上5階建以
上かつ延べ面積4,000㎡以上の学生寄宿舍又は集合住宅。

イ 工事監理に当たる者（建築基準法（昭和25年法律201号）第5条の4第2項の規
定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

上記2)ア に同じ。

上記2)ア に同じ。

平成6年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）とし
て、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設
備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上5階建以
上かつ延べ面積4,000㎡以上の学生寄宿舍又は集合住宅。

ウ 建設に当たる者は、次の要件を満たすこと

建設に携わる入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社は、文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において「一般競争参加者の資格」第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点以上であること。

建設全般を統括する企業は以下のいずれかの点数以上であること

建築一式工事	1,250 点
電気工事	1,150 点
管工事	1,150 点

上記以外の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社は、各工事において以下の点数以上であること

建築一式工事	1,050 点
電気工事	950 点
管工事	950 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

提案内容に対する建設業法（昭和22年法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が3年以上である者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

平成6年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、複数の建設企業が下記に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあつては、すべての企業が工事種類ごとの下記の施工実績を有すること。

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上5階建以上かつ延べ面積4,000㎡以上の学生寄宿舍又は集合住宅。

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できること。

a. 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b. 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門、建設部門又は総合技術管理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c. 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術管理部門（選択科目を「機械 流体機械」、「機械 冷暖房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

d. 平成6年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記2)ウに掲げるそれぞれの工事の経験を有する者であること。

e. 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

エ 維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと

文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において平成16年度に東北地域の「役務等の提供」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明された者であること。

平成6年度以降に、下記の維持管理の実績を1年間以上、有すること。

延べ面積4,000㎡以上の学生寄宿舍又は集合住宅の維持管理

オ 運営に当たる者は、次の要件を満たすこと

文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において平成16年度に東北地域の「役務等の提供」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

現に定員50名以上の学生寄宿舍、研修施設、又はその他宿泊施設の運営を行っているもの。

(2) 入札参加者の構成員の変更等

入札参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加者及び協力会社の変更及び追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力会社を、入札参加資格の確認を受けた上で入札提案書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

2 入札参加資格等の確認等

(1) 入札参加希望者は、上記1(1)2)に掲げる要件(以下「入札参加資格」という。)を満たすことを証明するため、次に従い、入札参加資格確認申請書等を提出し、財務担当理事から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。1(1)2)の「ア・イ・ウ及びエ」に掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も開札の時ににおいて1(1)2)の「ア・イ・ウ及びエ」に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札のときにおいて1(1)2)の「ア・イ・ウ及びエ」に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに入札参加資格確認申請書等を提出しない者並びに入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加することができない。

1) 提出期間 平成16年8月26日(木)から平成16年8月30日(月)午後5時まで

2) 提出場所

〒980-8577

宮城県仙台市青葉区片平二丁目1-1

東北大学施設部計画課施設経理係

電話：022-217-4946